

一般社団法人日本循環器学会定款施行細則

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 26 日改定
平成 26 年 4 月 18 日改定
平成 27 年 6 月 26 日改定
平成 29 年 6 月 28 日改定
平成 30 年 6 月 29 日改定
令和 元年 6 月 26 日改定
令和 2 年 6 月 30 日改定
令和 3 年 6 月 30 日改定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は一般社団法人日本循環器学会（以下「本会」という。）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第 2 章 正会員および準会員

(入会手続)

第 2 条 本会に入会しようとするものは、入会申込書の提出又は別に定める申込方法による申込みの上、入会金及び当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。

(入 会 日)

第 3 条 入会日は入会承認年度の 4 月 1 日とする。

(入会承認と告知)

第 4 条 理事会が入会を承認した正会員および準会員について本人への通知は行わない。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には次の権利がある。

- (1) 社員総会に出席し意見を述べること。
- (2) 社員選挙の選挙権及び被選挙権を得ること。
- (3) 本会の学会集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (4) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (5) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知をうけること。
- (6) 本会の会員ポータルサイトを利用すること。

(準会員の権利)

第 6 条 準会員には次の権利がある。

- (1) 社員総会に出席し意見を述べること。
- (2) 本会の学会集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (3) 別途理事会が定めるところにより、本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (4) 本会の社員総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知をうけること。
- (5) 本会の会員ポータルサイトを利用すること。

(機関誌等の配布)

第 7 条 当該年度の会費を納めた正会員および準会員は、その年度の 4 月から翌年 3 月に至るまでの本会学会学術誌その他学術刊行物の配布をうけることができる。

2. 新たに正会員または準会員となった者は、入会手続き完了の翌月から学会学術誌等の配布をうけることができる。
3. 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、学会学術誌等の配布は停止される。

(会費納入期限)

第 8 条 定款に定める会費は、当該年度の 3 月 31 日までに納めなければならない。

(会費滞納による会員資格喪失)

第 9 条 会費を 2 年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または準会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受入れ)

第 10 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員または準会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受入れる。この場合、入会金の納入を要する。

2. 滞納により停止された期間の機関誌等の配布はうけられない。

第 3 章 名誉会員・特別会員・功労会員

(推 薦)

第 11 条 名誉会員・特別会員・功労会員は、年齢満 65 歳以上の正会員から理事会が推薦する。

2. 代表理事は被推薦者を理事会に諮り、社員総会にて承認を受けると。
3. 理事会は、代表理事を委員長とする委員若干名を委嘱し、その推薦を委任することができる。

(処 遇)

第 12 条 名誉会員、特別会員及び功労会員の称号は終身とする。

2. 名誉会員、特別会員及び功労会員は会費の納入を要しない。
3. 名誉会員、特別会員及び功労会員は社員総会に出席して意見を述べることができる。

(国際名誉会員の処遇)

第 13 条 国際名誉会員の称号は、終身称号とし、会費の納入を免除する。

2. その他の処遇に関する詳細は、理事会で定める。

第 4 章 賛助会員

(細則の準用)

第 14 条 第 2 条（入会手続）、第 3 条（入会日）、第 4 条（入会承認と告知）、第 7 条（機関誌等の配布）、第 8 条（会費納入期限）、第 9 条（会費滞納による会員資格喪失）及び第 10 条（滞納会費の受入れ）については賛助会員に準用する。

(賛助会員の権利)

第 15 条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学会学術誌その他の学術刊行物の配布をうけること。
- (2) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて

通知をうけること。

- (3) 本会の会員ポータルサイトを利用すること。

第5章 FJCS 会員

(資格)

第16条 FJCS 会員は、循環器疾患の学識、診療技術や研究業績が最も高度な水準に達し、本会の発展に顕著な貢献があり、将来的にも指導的役割を果たすことが期待される会員に与えられる資格である。

2. FJCS 会員の資格は、別途定める認定申請手続きに則り、所定の審査を経て認定される。

(待遇)

第17条 FJCS 会員の称号は終身称号とし、FJCS の称号を氏名の後に記載し、呼称することができる。

2. その他、学術集会時の施設宿泊優先予約権等の待遇に関する詳細は、別に定める。

(義務)

第18条 FJCS 会員は、本会の事業に積極的に援助し推進せしめるほか、別途定める事項およびこれに関連する事業を推進することに協力する。

(会費納入)

第19条 会費は当該年度の3月31日までに納めなければならない。

2. 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度からFJCS 会員の資格を喪失する。

(Emeritus Fellow 会員)

第20条 FJCS 会員について、年度の4月1日時点で70歳に達した場合、その年度の4月1日から Emeritus Fellow 会員となる。

2. Emeritus Fellow 会員の会費は正会員としてのもののみとし、FJCS 会員としての会費の納入を要しない。

第6章 国際FJCS 会員

(資格)

第21条 国際FJCS 会員は、海外における循環器学会などの学術団体(アカデミア)および本法人の推薦を受けた者で本会と交流を深め、学会間の更なる活性化に寄与するものと認められる会員に与えられる資格である。

(待遇)

第22条 国際FJCS 会員の称号は終身称号とし、国際FJCS の称号を氏名の後に記載して、呼称することができる。

2. その他、学術集会時の施設宿泊優先予約権等の待遇に関する詳細は、別に定める。

(義務)

第23条 国際FJCS 会員は、本会の事業を積極的に援助し推進せしむるほか、別途定める本会の関連事業の推進に協力する。

(会費納入)

第24条 国際FJCS 会員は会費の納入を要しない。

(国際Emeritus Fellow 会員)

第25条 国際FJCS 会員について、就任年度の4月1日時点で70歳に達している場合、国際Emeritus Fellow 会員となる。

第6章 支 部

(設 置)

第26条 北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国及び九州の9地区に支部を設置する。

2. 各支部の名称は、日本循環器学会〇〇支部とする。

3. 各支部は、各地区内に事務局を置く。

4. 各支部は、支部規程に基づき業務運営を行わなければならない。

(会 員)

第27条 各支部の会員は、該当地区に勤務地または住居のある正会員および準会員とする。

2. 賛助会員は、所属する支部をもたない。

3. 海外に住居のある正会員および準会員は、支部の会員と見なさない。ただし、本会に留学申請を行った者は、本人が望む支部の会員と見なす。

(支部役職者)

第28条 支部は、支部規程に基づき、支部長、支部役員、支部監事、支部幹事及び地方会会長を選任する。

2. 前項の支部長は理事でなければならない。

(会 議)

第29条 支部は支部規程に基づき、支部役員会等を開催する。

(会 計)

第30条 支部の会計年度は本会に準ずる。

2. 支部の会計は、本会からの補助金、支部が開催する学術集会の参加費等により行う。

3. 支部長は毎年1回、事業報告書、事業計画書および収支予算書、会計収支報告を代表理事に提出しなくてはならない。

(事 業)

第31条 支部は毎年1回以上の学術集会を開催する。開催にあたり、以下の項目を順守する。

(1) 支部で開催する学術集会の名称は、第××回日本循環器学会〇〇地方会とする。支部合同で開催する学術集会の名称は、開催回数が同一の場合は、第××回日本循環器学会〇〇・〇〇合同地方会とし、開催回数異なる場合は、日本循環器学会第××回〇〇・第××回〇〇合同地方会とする。

(2) 支部は、地方会に関する事項を本会に報告し、その抄録を本会に提出する。

(3) 賛助会員から地方会への参加の申し出があった場合、正会員に準じて処遇する。

2. その他、支部規程の目的を達成するために必要な事業を行う。

(監 査)

第32条 支部監事は、毎年1回支部業務執行状況及び会計の監査を行い、支部長を通じて代表理事に監査報告を提出しなくてはならない。

第7章 会 費

(入 会 金)

第33条 本会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 準会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 10,000 円

(年 会 費)

第34条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 15,000 円
- (2) 準会員 8,000 円
- (3) 賛助会員 50,000 円
- (4) FJCS 会員 16,000 円 (正会員の年会費とは別に)

第 8 章 役員及び社員の選任

(理事の定数)

- 第 35 条 定款第 22 条に定める理事のうち、19 名を支部ごとの選挙により選出する。
2. 支部ごとに選出すべき理事の数は、各支部の会員数に基づき、理事会で定める。
 3. 第 1 項により選出した理事に加えて、全国区の選挙により 5 名以内、新理事の推薦及び合議により 6 名以内、代表理事の推薦より 2 名以内の理事を選出することができる。

(支部選出理事の選出)

- 第 36 条 前条第 1 項に定める理事は、新役員の任期の開始日において社員である者(ただし、理事に選任された場合に連続四期理事に就任することとなるものを除く。)から選出する。
2. 前項の理事の選出は、新役員の任期の開始日において社員である者の無記名投票により行う。
 3. 投票は支部別に行う。
 4. 代表理事は開票に際し、立会人を指名する。
 5. 立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。
 6. 得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。
 7. 理事の資格は、就任年度の 4 月 1 日現在で 64 歳未満とする。

(支部選出理事の選出地区)

- 第 37 条 前条に定める理事の選出地区は、9 支部(別表 1)とする。

(全国区選出理事の選出)

- 第 38 条 定款施行細則第 35 条第 3 項に定める、全国区の選挙により選出する理事は、新役員の任期の開始日において社員である者(ただし、理事に選任された場合に連続四期理事に就任することとなるものを除く。)から選出する。
2. 前項の理事の選出は、新役員の任期の開始日において社員である者の無記名投票により行う。
 3. 投票は全国を一地区として行う。
 4. 代表理事は開票に際し、立会人を指名する。
 5. 立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。
 6. 得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。
 7. 理事の資格は、就任年度の 4 月 1 日現在で 64 歳未満とする。

(理事推薦理事の選出)

- 第 39 条 定款施行細則第 35 条第 3 項に定める、新理事の推薦及び合議により選出する理事は、新役員の任期の開始日において社員である者(ただし、理事に選任された場合に連続四期理事に就任することとなるものを除く。)から選出する。
2. 前項の理事の選出は、支部選出理事ならびに全国区選出理事の推薦及び合議により選出する。
 3. 理事の資格は、就任年度の 4 月 1 日現在で 64 歳未満とする。

(代表理事推薦理事の選出)

- 第 40 条 定款施行細則第 35 条第 3 項に定める、代表理事の推薦により選出する理事は、新役員の任期の開始日において社員である者(ただし、理事に選任された場合に連続四期理事に就任することとなるものを除く。)から選出する。
2. 前項の理事の選出は、新代表理事の推薦により行う。
 3. 理事の資格は、就任年度の 4 月 1 日現在で 64 歳未満とする。

(代表理事の選出)

第 41 条 代表理事の選出は、第 36 条、第 38 条及び第 39 条により選出された新理事の互選により行う。

2. 前代表理事・Past President

- (1)代表理事を退任した者は、その退任の日から 2 年間に限り、当然に前代表理事(Past President. 以下「PP」という。)の地位に就く。
- (2)前代表理事(PP)は、海外団体との折衝等における本会活動の継続性を確保するために必要な活動を行うものとし、無報酬とする。
- (3)前代表理事(PP)は、理事の地位を有しない場合でも、第 50 条の規定にかかわらず、理事会に出席することができるが、議決権は有しない。
- (4)前代表理事(PP)は、第 58 条の委員会内規の定めるところにより、委員会に出席する。

(監事の選出)

- 第 42 条 監事は、本会に関する知識を有する者及び監事の職責を全うし得る知見を有する者から選出する。
2. 前項の監事の選出は、第 36 条、第 38 条及び第 39 条で選出された新代表理事の推薦により行う。
 3. 監事の資格は、就任年度の 4 月 1 日現在で 69 歳未満とする。

(中央選挙管理委員会の設置)

- 第 43 条 理事会は、中央選挙管理委員会を設置することができる。
2. 中央選挙管理委員は、理事会において定める。
 3. 委員長は、選挙実施年度の監事とする。
 4. 中央選挙管理委員会は、各支部の代議員選挙を統括し、支部選挙管理委員会における検討事項ならびに各支部における選挙結果を理事会に報告する。

(支部選挙管理委員会の設置)

- 第 44 条 各支部は、支部選挙管理委員会を設置することができる。
2. 支部選挙管理委員は、各支部において定める。ただし、委員構成は理事以外の者とする。
 3. 委員長は、選挙実施年度の支部監事とする。
 4. 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示を受けて代議員選挙に関する事務を行うほか、中央選挙管理委員会から依頼のあった事項について検討し、報告する。

(社員の区分と専門分野等)

- 第 45 条 社員は、支部ごとの正会員の選挙によって、正会員から選出する。
2. 支部毎の社員の定数は、選挙年の前年度の基準日(3 月 31 日)における各支部の正会員総数の比例按分した数(以下、「比例按分した数」という。)とし、理事会で定める。
 3. 各支部における社員のうち、外科系を専門とする社員の割合は、比例按分した数の 10 パーセント以上でなければならない。
 4. 各支部における社員のうち、内科系あるいは外科系以外を専門とする社員の割合は、比例按分した数の 5 パーセント以上とすることが望ましい。
 5. 各支部における社員のうち、女性の割合は各支部における正会員数に対する女性会員の割合以上でなければならない。ただし、その割合が 1 名に満たない場合は繰り上げとし 1 名以上を選出する。

(社員の任期)

第 46 条 社員の任期は、定款第 5 条第 6 項による。ただし次条の定年に該当する社員はこの限りでない。

(社員の定年)

第 47 条 社員の定年は 65 歳とし、4 月 1 日現在に当該年齢に達

する場合に、その年の3月31日をもって退任とする。

(社員の欠員補充)

第48条 次の各号の理由により社員に欠員が生じる場合は、補充を行う。

- (1) 前条の定年による退任
- (2) 定款第9条又は第10条による正会員資格喪失

(社員欠員補充人員の選出)

第49条 社員の欠員補充人員は、欠員が生じた地区における直近の代議員選挙での次点者とする。

(地区の移動)

第50条 社員がその任期中に選出された地区とは別の地区へ移動した場合、その後は移動先の地区に属するものとする。

2. 選出された地区とは別の地区へ移動した社員が理事である場合、移動前の地区に属するものとする。

(移動に伴う補充等)

第51条 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から減少した場合であっても、当該減少地区における社員の補充は行わない。

2. 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から増加した場合、当該地区は次の選挙までその増加した定数によって社員の補充を行う。

(所属地区)

第52条 役員選挙における社員の所属地区は、本人の申告の有無に関わらず、選挙が行われる年の3月1日現在(以下「基準日」という)をもって辞令が発出されている勤務先の属する地区とする。

2. 社員が複数地区にまたがって勤務先を所持している場合には、基準日における主たる勤務先を基準日以降1週間以内に学会事務局に申告するものとする。ただし、主たる勤務先の申告がない場合には、選出された地区に属するものとする。

(選挙権・被選挙権)

第53条 役員選挙における社員の選挙権・被選挙権においては、当該役員の就任年度において社員である者が、前条に定める所属地区において行使するものとする。

(支部長)

第54条 支部長が空席となったときは、当該地区の理事の中からすみやかに後任の支部長を選出するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、当該地区に他に理事がない場合は、当該地区の社員からすみやかに支部長代理を選出するものとする。

別表1. 選挙区

支部	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、秋田、岩手、福島、山形、宮城
関東甲信越	茨城、神奈川、群馬、埼玉、千葉、東京、栃木、長野、新潟、山梨
東海	愛知、岐阜、静岡、三重
北陸	石川、富山、福井
近畿	大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山
中国	岡山、島根、鳥取、広島、山口
四国	愛媛、香川、高知、徳島
九州	大分、沖縄、鹿児島、熊本、佐賀、長崎、福岡、宮崎

第9章 会 議

(理事会の出席者)

第55条 代表理事は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第56条 本会は、各種委員会を設置する。

(部会・検討会の設置)

第57条 前条の委員会は、必要に応じて部会、検討会を組織することができる。

(委員会内規)

第58条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会内規を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(委員会の構成)

第59条 第56条に定める委員会は、委員長1名および委員若干名で組織する。

2. 委員長は代表理事が理事の中から指名し、理事会の議を経て選任する。
3. 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
4. 副委員長、委員、幹事は委員長が指名し、理事会の議を経て選任する。
5. 幹事は必要に応じて1名以上を置くことができる。

(常務理事の役割と選任)

第60条 代表理事は、各委員会をセッション毎に統括する常務理事候補を理事の中から指名し、候補は理事会の議を経て常務理事として選任する。

第11章 学術集会

(年次学術集会)

第61条 年次学術集会は、毎年1回、会長が主宰して開催する。

2. 前項の学術集会は、第××回日本循環器学会学術集会(英文表示 The ×× th Annual Scientific Meeting of the Japanese Circulation Society)と呼称する。
3. 理事会が必要と認めたときは、臨時の学術集会を開くことができる。

(収支予算)

第62条 会長は、委員会セッション等を含めた学術集会全体の収支予算を作成し、代表理事に提出する。その予算執行は、別途定める職務権限に従い行うものとする。

2. 各委員会の委員長は、学術集会で開催される委員会セッションの収支予算を作成し、会長に提出する。

(出題者)

第63条 学術集会に演題を提出する場合、筆頭著者及び共著者を含め、本会の正会員又は準会員でなければならない。ただし、海外所属の外国人及び日本人(留学除く)や会長が特別に認める者はこの限りでない。

(講演抄録)

第64条 学術集会における講演抄録は、学会学術誌等で公開しなければならない。

(主題の選定・演題の採択)

第65条 学術集会の主題及び演題の選定及び採択は、会長が裁量

- する。
2. 前項に関し、会長は、委員を選び諮問することができる。

(参加費)

第66条 会長は学術集会の開催費用として、参加費を徴収することができる。

第12章 学会学術誌その他刊行物

(名称)

第67条 本会が発行する学会学術誌の名称は、Circulation Journal(略称Circ J)及びCirculation Reports(略称Circ Rep)とする。

(内容)

第68条 Circulation Journal及びCirculation Reportsは循環器学及びその関連分野に関する投稿論文を掲載するほか、学術集会記録、会務公告その他編集委員会が承認した事項を掲載する。

2. 前項の投稿論文は、編集委員会における査読を経なければならない。

(発行)

第69条 Circulation Journal及びCirculation Reportsは英文誌とし、毎月1回発行とする。

2. Circulation Journal Supplementは毎年数回発行とする。

(その他刊行物)

第70条 理事会の承認を経たときは、学会学術誌以外の学術刊行物を編集し、発行することができる。

(有料配布)

第71条 学会学術誌その他刊行物は理事会において定価を定め、販売することができる。

(寄贈)

第72条 学会学術誌その他刊行物は総務委員会が承認した件に限り、寄贈することができる。

(転用・転載の許諾)

第73条 本会刊行物の掲載内容を外部の団体・企業等の刊行物に転用または転載する場合は、担当委員会の許諾を得なければならない。

附 則 (令和2年6月30日改定)

1. この細則は、定款の施行日より施行する。
2. この細則の改廃は、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。
3. 第31条1項括弧書き、第33条1項括弧書き、第34条1項括弧書き及び第35条1項括弧書きにおける理事の任期については、本改定の日が属する年度及びそれ以前の年度の日を任期の開始日とする任期は含まれないものとし、本改定の日が属する年度の翌年度以降の日を任期の開始日とする任期のみを算入することとする。